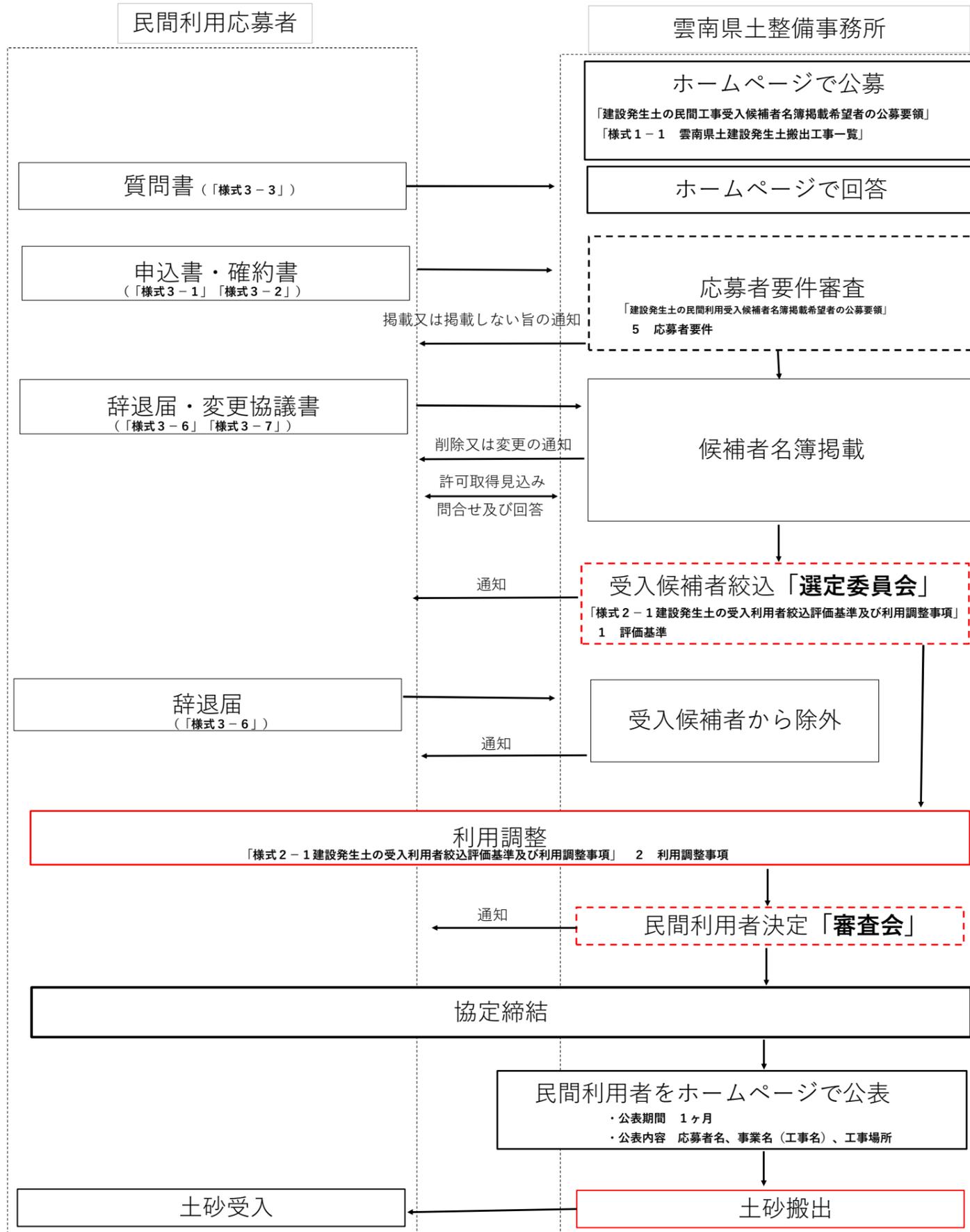


様式2-2 建設発生土の利用調整のフロー

【補 足 説 明】



注) フローの赤枠箇所は、事業実施課が主体となって対応

「様式1-1 雲南省土建設発生土搬出工事一覧」により、搬出工事を公表する。

質問は書面のみ。回答はホームページのみで行う。質問者名等は公表しない。

応募者の適否を審査する。

申請書の添付書類「応募者要件を証明する書類」等、及び「様式3-2 確約書」で審査する。

「様式3-1 申込書」の1利用目的、及び2引き取りに関する内容を候補者名簿に掲載。

候補者名簿への掲載を辞退する場合や、掲載内容に変更が生じた場合は、

「様式3-6 辞退届」や「様式3-7 変更協議書」を提出する。

候補者名簿から削除した場合や、掲載内容を変更した場合、民間利用応募者に通知する。

候補者が複数の場合、候補者名簿から、「様式2-1 建設発生土の受入利用者絞込評価基準及び

利用調整事項」1 評価基準により受入候補者の絞込を「雲南省土整備事務所>選定委員会*

1」で行う。

候補者名簿に掲載されても、「様式3-1 申込書」4添付書類(2)が添付されていない場合、その者は、受入候補者に絞込まれる事はない。

受入候補者を辞退する場合、「様式3-6 辞退届」を提出する。

民間利用応募者と雲南省土整備事務所が「様式2-1 建設発生土の受入利用者絞込評価基準及び利用調整事項」2 利用調整事項に基づき、利用調整を行う。

利用調整が整った後、「雲南省土整備事務所>審査会*1」で最終意思決定を行い、その旨を民間利用応募者に通知する。

協定を確認・締結する。

ホームページで公表する。

協定に基づき土砂を搬出・受入する。

*1: 「選定委員会」及び「審査会」は、「建設発生土の民間利用者決定審査会規則」令和7年度雲整第1762号により定めている。